7　第七十条の六の二第二項各号に掲げる農業相続人（次項において「旧法猶予適用者」という。）は、第一項の規定の適用を受けることができる。この場合において、当該旧法猶予適用者は第七十条の六第一項に規定する農業相続人とみなして同条の規定を適用し、当該各号に規定する改正前の租税特別措置法第七十条の六の規定は、適用しない。

8　第三項から第六項までに定めるもののほか、猶予適用者及び旧法猶予適用者に係る第一項又は前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（認定都市農地貸付け又は農園用地貸付けを行つた農地についての相続税の課税の特例）

第七十条の六の五　前条第二項第二号に規定する認定都市農地貸付け（以下この条において「認定都市農地貸付け」という。）又は同項第三号に規定する農園用地貸付け（以下この条において「農園用地貸付け」という。）を行つている者が死亡した場合において、その死亡した者の相続人がその死亡した者から当該認定都市農地貸付け又は農園用地貸付けを行つていた農地を相続又は遺贈により取得をしたときは、当該認定都市農地貸付け又は農園用地貸付けを行つていた農地はその死亡した者がその死亡の日まで農業の用に供していたものとみなして、第七十条の六の規定を適用する。

2　農業を営んでいた個人として政令で定める者（以下この項において「農業経営者」という。）又は第七十条の六第一項に規定する農業相続人（以下この項において「農業相続人」という。）が死亡した場合において、当該農業経営者又は農業相続人の相続人が当該農業経営者又は農業相続人から相続又は遺贈により取得をした農地について相続税法第二十七条第一項の規定による申告書の提出期限（次項において「相続税の申告期限」という。）までに認定都市農地貸付け又は農園用地貸付けを行つたときは、当該農地は当該相続人の農業の用に供する農地に該当するものとみなして、第七十条の六の規定を適用する。

3　第七十条の四第一項本文の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者に係る贈与者が死亡した場合において、当該受贈者が同項本文の規定の適用を受ける同項に規定する農地等のうち農地について当該贈与者の死亡に係る相続税の申告期限において認定都市農地貸付け又は農園用地貸付けを行つているときは、当該農地は当該受贈者の農業の用に供する農地に該当するものとみなして、第七十条の六の規定を適用する。

4　前三項の規定の適用がある場合における前条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条の七第一項中「代表権（制限が加えられた代表権を除く。以下この条、次条及び第七十条の七の四において同じ。）」を「非上場株式等（議決権に制限のないものに限る。以下この項において同じ。）」に、「（議決権に制限のないものに限る。以下この項において同じ。）の贈与」を「の贈与（経営贈与承継期間の末日までに贈与税の申告書（相続税法第二十八条第一項の規定による期限内申告書をいう。以下この条において同じ。）の提出期限が到来する贈与に限る。）」に、「相続税法第二十八条第一項の規定による申告書（当該申告書の提出期限前に提出するものに限る。以下この条において「贈与税の申告書」という。）」を「贈与税の申告書」に、「「特例受贈非上場株式等」を「「対象受贈非上場株式等」に、「（特例受贈非上場株式等」を「（対象受贈非上場株式等」に、「第三号に係る部分に限る」を「第三号に係る部分に限り、第七十条の七の五第十一項において準用する場合を含む」に、「特例受贈非上場株式等に係る」を「対象受贈非上場株式等に係る」に、「当該贈与者又は当該贈与前に当該特例受贈非上場株式等につき同項（同号に係る部分に限る。）の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最も古い時期にこの項の規定の適用を受けていた者に当該特例受贈非上場株式等」を「この項又は第七十条の七の五第一項の規定の適用を受けていた者として政令で定める者に当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の非上場株式等」に改め、同条第二項第一号ホ中「支配関係（）を削り、「又は出資」を「若しくは出資」に、「又は総額」を「若しくは総額」に、「又は金額」を「若しくは金額」に、「又は間接」を「若しくは間接」に、「関係をいう。」を「関係（）に、「同じ。」を「支配関係」という。」に改め、同項第三号ロ中「代表権」の下に「（制限が加えられた代表権を除く。以下この条、次条及び第七十条の七の四において同じ。）」を加え、同号ホ中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同号に次のように加える。

ト　当該個人が、当該認定贈与承継会社の非上場株式等について第七十条の七の五第一項、第七十条の七の六第一項又は第七十条の七の八第一項の規定の適用を受けていないこと。

第七十条の七第二項第五号イ中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同号ロ中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、「第七十条の二の六第一項」の下に「、第七十条の二の七第一項」を加え、同項第六号を次のように改める。

六　経営贈与承継期間　前項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から次に掲げる日のいずれか早い日又は同項の規定の適用を受ける経営承継受贈者若しくは当該経営承継受贈者に係る贈与者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいう。

イ　当該経営承継受贈者の最初の前項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後五年を経過する日

ロ　当該経営承継受贈者の最初の次条第一項の規定の適用に係る相続に係る同項に規定する相続税の申告書の提出期限の翌日以後五年を経過する日

第七十条の七第二項第七号イ中「提出期限」の下に「（経営承継受贈者が同項の規定の適用を受ける前に同項の対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の非上場株式等について次条第一項の規定の適用を受けている場合には、同項に規定する相続税の申告書の提出期限）」を加え、「次項第二号」及び「及び第三十項第二号イ」を削り、同号ロ中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同条第三項中「特例受贈非上場株式等（）を「対象受贈非上場株式等（）に、「により当該特例受贈非上場株式等」を「により当該対象受贈非上場株式等」に、「、当該特例受贈非上場株式等」を「、当該対象受贈非上場株式等」に改め、同項第一号中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同項第二号中「当該特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の各第一種贈与基準日における」を「従業員数確認期間（当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の非上場株式等について第一項又は次条第一項の規定の適用を受けるために提出する最初の贈与税の申告書又は同項に規定する相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後五年を経過する日（当該経営承継受贈者又は当該経営承継受贈者に係る贈与者が同日までに死亡した場合には、その死亡の日の前日）までの期間をいう。以下この号及び第三十項第二号イにおいて同じ。）内に存する各基準日（当該提出期限の翌日から一年を経過するごとの日をいう。以下この号及び同項第二号イにおいて同じ。）における当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の」に、「経営贈与承継期間」を「従業員数確認期間」に、「第一種贈与基準日の」を「基準日の」に、「前項第六号の五年を経過する」を「前項第六号イ又はロに掲げる日のいずれか早い」に、「特例受贈非上場株式等につき」を「対象受贈非上場株式等につき」に改め、同項第三号中「特例受贈非上場株式等に係る」を「対象受贈非上場株式等に係る」に、「特例受贈非上場株式等につき第一項」を「対象受贈非上場株式等（当該対象受贈非上場株式等以外の当該認定贈与承継会社に係る対象受贈非上場株式等又は当該認定贈与承継会社に係る次条第一項に規定する対象非上場株式等若しくは第七十条の七の四第一項に規定する対象相続非上場株式等を含む。以下この号、第五号及び第六号において「適用対象非上場株式等」という。）につき第一項又は第七十条の七の五第一項」に、「特例受贈非上場株式等の」を「適用対象非上場株式等の」に改め、同項第四号中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同項第五号及び第六号中「当該特例受贈非上場株式等」を「適用対象非上場株式等」に改め、同項第八号から第十一号まで及び第十三号から第十七号までの規定中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同条第四項中「の特例受贈非上場株式等」を「の対象受贈非上場株式等」に改め、同項の表の第一号中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、「第一項」の下に「又は第七十条の七の五第一項」を加え、同表の第二号並びに同条第五項、第六項、第九項並びに第十三項第二号及び第七号中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同項第九号中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、「第七十条の二の六第一項」の下に「、第七十条の二の七第一項」を加え、同